

(7)法第34条第8号関係(火薬類等危険物貯蔵施設 都市計画法施行令第29条の6)

火薬類の貯蔵に必要な施設

(7) の2 法第34条第8号の2 関係 (災害レッドゾーンからの移転促進)

市街化調整区域のうち開発不適区域に存する建築物等（以下「従前建築物等」という。）が従前の同一の用途で市街化調整区域内の開発不適区域外に移転する場合であって、次の要件を満たすもの。

ア 開発不適区域（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域）に存する建築物等に代わる建築物等を建設する目的であること。

イ 従前建築物等と同一の都市計画区域内であること。

ウ 従前建築物等と同一の用途であること。

エ 敷地面積及び建築面積のいずれもが従前の2倍以下であること。

オ 建築後、従前建築物等は確実に除去されるものであること。